



平成 22 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社 西日本シティ銀行
代 表 者 取締役頭取 久保田 勇夫
(コード番号：8327、東証第一部、大証第一部、福証)
問合せ先責任者 取締役総合企画部長 石田 保之
TEL 092-461-1867

自己株式（優先株式）の取得枠設定に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、平成 22 年 6 月 29 日開催予定の定時株主総会に、会社法第 156 条第 1 項及び同第 160 条第 1 項の規定に基づき、自己の第一回優先株式を株式会社整理回収機構から取得することに関し、自己株式（優先株式）取得枠の設定の議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取得枠の内容 (注 1)

(1) 取得する株式の種類	第一回優先株式
(2) 取得する株式の数	35,000,000 株 (発行済第一回優先株式総数に対する割合 100%)
(3) 株式の取得対価の内容	金銭
(4) 株式の取得価額の総額	35,210,595,000 円 (上限) <small>(注 2)</small>
(5) 株式を取得できる期間	平成 22 年 6 月 29 日開催予定の定時株主総会終結の時から 平成 22 年 9 月 30 日まで
(6) 株式の取得の相手方	株式会社整理回収機構

(注 1) 上記の内容については、関係当局の承認が得られることが条件となります。

(注 2) 第一回優先株式（以下「本優先株式」といいます。）を取得するのと引き換え交付する金銭の額（以下「取得価額」といいます。）は、現時点では、本優先株式 1 株につき、本優先株式 1 株当たりの払込金額相当額 1,000 円に本優先株式に係る経過優先配当金相当額（本年 4 月 1 日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの日数に優先配当金 12 円を乗じた金額を 365 で除して得られる額（円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を切上げる。））を加えた額とする方向で検討しておりますが、最終的には関係当局の承認を得ることが条件となります。

この文書は、一般に公表するために作成されたものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

2. 取得の理由

本優先株式は、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」（以下「早期健全化法」といいます。）に基づき、平成 14 年に株式会社整理回収機構により公的資金を用いてお引受けいただいた株式です。

以来、当行は、公的資金による資本増強の恩恵を受けつつ、株主の皆様及びお客様の暖かいご支援を受け、経営の健全化、財務基盤の強化を図ることができました。このように公的資金の所期の目的が達成されたことから、当行としては、本優先株式を取得することにより公的資金を返済することが早期健全化法の趣旨・目的に適うと考えております。

また、本優先株式には普通株式を対価とした取得請求権及び取得条項（一斉転換条項）が付されているため、当行の普通株式は将来的に希薄化する可能性があるところ、今般本優先株式を取得することによってこの可能性を排除できるほか、本優先株式の取得により、当行は本優先株式に係る配当負担を免れることとなるため、本優先株式取得は株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

さらに、公的資金返済が実現すれば、このことが当行の経営の健全化が図られたという明確なメッセージとなり、株主の皆様やお客様からのさらなる信頼獲得、ひいては当行の次なるステージへの飛躍につながるものと確信しております。

以上のとおり、当行としては、前記 1. 記載の内容で本優先株式を取得することは、株主の皆様の利益に資するものと判断し、平成 22 年 6 月 29 日開催予定の定時株主総会において特別決議により自己株式（優先株式）取得枠の設定の議案を株主の皆様にご承認いただくことをお願いするものであります。

3. 取得価額に関する事項

上記 1.(4)に記載される本優先株式の取得価額の総額は、早期健全化法の趣旨・目的、本優先株式の発行価額（1 株当たり 1,000 円）とその公的資金としての性格（株式会社整理回収機構においては、国民負担を回避する観点から本優先株式の発行価額以上で売却する必要があることを含みます。）、平成 22 年 4 月 1 日以降取得日までの経過優先配当金相当額、第三者算定機関である有限責任監査法人トーマツによる本優先株式の算定結果（詳細は下記をご参照ください。）、当行の財務状況、経営成績及び業績見込み、公的資金返済が当行の企業価値・株主価値に与える影響、当行を取り巻く市場環境・経済動向その他諸般の事情を総合的に勘案した上、決定したものです。

第三者算定機関による本優先株式の価値算定の結果（総合評価）は、下記①時価純資産額法、②DDM 法及び③エクイティ DCF 法による算定結果に基づき、335 億円（単位未満切り捨て。以下同じ。）から 374 億円とされております。当行は、本優先株式の価値算定に当たり、従来より参照してきた下記④市場株価法による算定結果のほか、現在の市場環境・経済動向その他の事情を勘案し、下記総合評価並びに①時価純資産額法、②DDM 法及び③エクイティ DCF 法による算定結果も参考にいたしました。

なお、下記④市場株価法による算定結果は、上記 1.(4)に記載される本優先株式の取得価額の総額を下回る価額になっており、当行が上記 1.記載の要領で本優先株式を取得する場合、相応の当行の内部留保の減少を伴いますが、上記 1.(4)に記載される本優先株式の取得価額の総額は、下記の総合評価の価額レンジ内になっております。

この文書は、一般に公表するために作成されたものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

[総合評価]

335 億円から 374 億円になっております。

(下記①時価純資産額法、②DDM 法及び③エクイティ DCF 法による算定結果に基づくものであり、下記④の市場株価法による算定結果は参考とされています。)

[個別評価]

① 時価純資産額法による算定結果

貸借対照表の資産負債を時価評価した上での純資産額を基に算定する方法で、その算定結果は 335 億円になっております。

② DDM 法による算定結果

将来獲得するキャッシュフローを一定の内部留保を前提に現在価値に還元評価して算定する方法(配当割引モデル)で、その算定結果は 339 億円から 374 億円になっております。

③ エクイティ DCF 法による算定結果

将来獲得するキャッシュフローを現在価値に還元評価して算定する方法で、その算定結果は 349 億円から 384 億円になっております。

④ 市場株価法(オプションモデル)による算定結果

普通株式の市場価格を基に算定する方法で、その算定結果は 255 億円になっております。

4. 取得の相手方の概要

(1) 名 称	株式会社整理回収機構
(2) 所 在 地	東京都中野区本町二丁目 46 番 1 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 上田 廣一
(4) 事 業 内 容	貸付債権等の買取り及びその管理・回収、金融機関が発行する株式等の引受け、金融機関に対する劣後特約付金銭消費貸借による貸付け、信託受益権の買取り など
(5) 資 本 金	2,120 億円
(6) 設 立 年 月 日	平成 11 年 4 月 1 日
(7) 大株主及び持株比率	預金保険機構 100%
(8) 当行と取得先の関係	
資 本 関 係	取得の相手方は、本優先株式 35,000,000 株を所有しております。
人 的 関 係	人的関係はありません。
取 引 関 係	預金取引及び融資取引を行っております。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

以上

《本件に関するご照会先》

西日本シティ銀行 総合企画部 井野 本田 Tel 092 - 461 - 1867

この文書は、一般に公表するために作成されたものであり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。